

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第1条 本工事は、週休2日確保工事試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休2日確保工事（発注者指定型）の試行対象工事である。

（現場閉所日の確保）

第2条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

（1）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

（2）現場見学会等、現場を公開するもの。

（3）発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第3条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、工事途中で週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

3 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

4 受注者は、第2条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

5 受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

（費用の計上）

第4条 要領第6条に基づき、週休2日確保工事に係る費用を計上している。ただし、4週8休以上を達成できなければ変更請負契約において減額補正を行う。

（アンケート調査等）

第5条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

（その他）

第6条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（受注者希望型）

（対象）

第1条 本工事は、週休2日確保工事試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休2日確保工事（受注者希望型）の試行対象工事である。

（実施協議）

第2条 受注者は、週休2日確保工事を実施しようとする場合は、工事着手日までに、工事打合簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、週休2日確保工事を実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

（1）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

（2）現場見学会等、現場を公開するもの。

（3）発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し通知しなければならない。

3 受注者は、週休2日確保工事を実施する場合、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知しなければならない。

4 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

5 受注者は、工事日報やK Y活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

（費用の計上）

第5条 週休2日確保工事に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、週休2日確保工事に係る費用を計上するものとする。

（アンケート調査等）

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

（その他）

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。